

2020（令和2）年度の大学評価について

2020（令和2）年度は、第3期大学評価の3年目にあたり、39大学の評価を実施しました。本協会における大学評価は、申請大学ごとに設置する大学評価分科会及び全申請大学の財務について評価する大学財務評価分科会による書面評価と実地調査を通じて行います。また、両分科会がまとめた大学評価結果（分科会最終案）を、大学評価委員会の正副委員長・幹事により2日間かけて事前審議を行い、さらに大学評価委員会で2日間かけて1大学ずつ審議したのち、理事会で大学評価結果として決定しています。

なお、第3期のこれまでの評価の過程で、基礎要件以外の内部質保証等に関する判断指針である「基礎要件以外の評価の指針」を作成し、「基礎要件に係る評価の指針」と合わせて、「評価に係る各種指針」として公表しており、2020（令和2）年度の大学評価でもそれらに基づく判断が行われています。

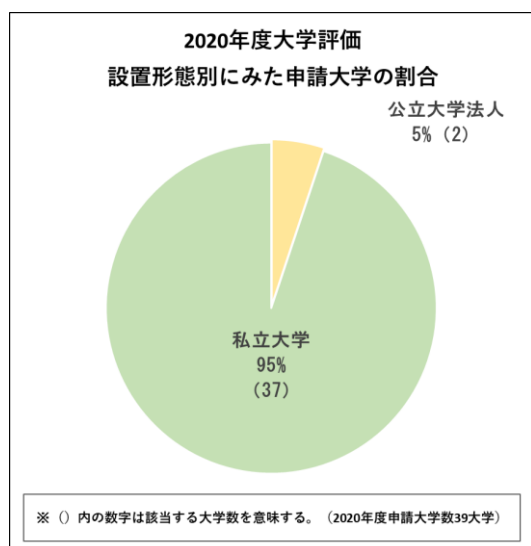
上記のような検討を経て、決定された評価結果に関して、各種提言の分析を行い、2020（令和2）年度の大学評価の状況を振り返ります。

1. 申請大学の状況

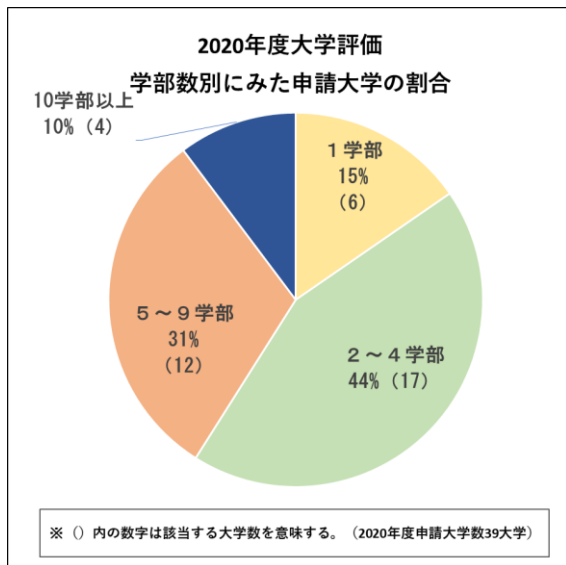
2020（令和2）年度の申請大学について、設置形態別に見ると、下図に示した通り、公立・私立の大学から申請があり、そのうち私立大学からの申請が94.9%を占めています（図①）。また、今年度は、2～4学部を持つ大学からの申請が43.6%と最も多く、収容定員から見ると、1,001人から5,000人以下の大学が41.0%を占めており、昨年度に引き続き、小～中規模の大学からの申請が多かったといえます（図②、③）。

評価結果については、今年度から判定を「保留」する制度が廃止され、すべての大学に対して「適合」又は「不適合」の判定がなされますが、2020（令和2）年度は、申請した39大学すべてが「適合」となっています。

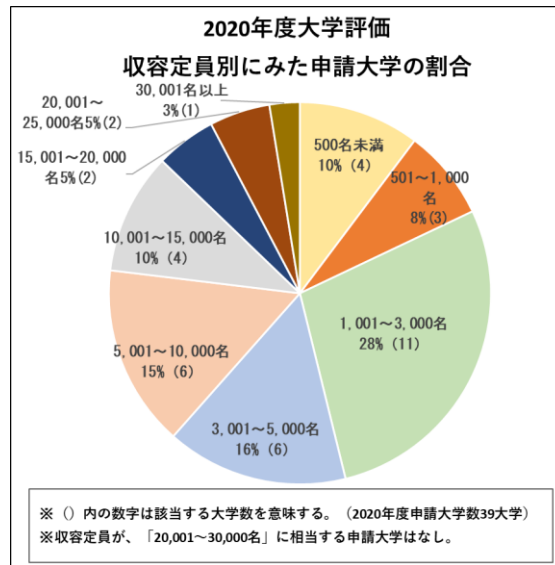
<図①>



<図②>



<図③>



2. 評価結果の提言に関する分析

提言は、「長所」「改善課題」及び「是正勧告」の3種類となっています。「長所」について、第3期大学評価では、大学の優れた点を可能な限り、提言として取り上げることができるよう、その定義を見直し、理念・目的の実現に資する事項又は先駆性・独自性のある事項であれば、必ずしも取組みの成果が上がっていなくとも、近い将来にその成果が期待できる取組みも対象としています。また、「改善課題」についても、第2期では、改善するか否かを大学の判断に委ねるとしていた定義を見直し、第3期では、いずれも必ず改善すべき問題点としています。

2020（令和2）年度の大学評価において、「長所」が付されたのは、基準9「社会連携・社会貢献」が最も多い26件、次いで基準7「学生支援」が19件、基準4「教育課程・学習成果」が14件となっています（図④）。2019（令和元）年度の大学評価においても、基準9、基準4及び基準7は「長所」の多い基準上位3つとなっていたことから、その傾向は変わっていません。一方、基準1「理念・目的」では長所が昨年度1件だったところ4件となり、増加しています。基準1では、理念・目的の周知のための独自の取組みとともに、第3期から新たな点検・評価項目として加わった、大学の中・長期計画の策定等に関して工夫した取組みが評価される大学が見られるようになっています（2件）。

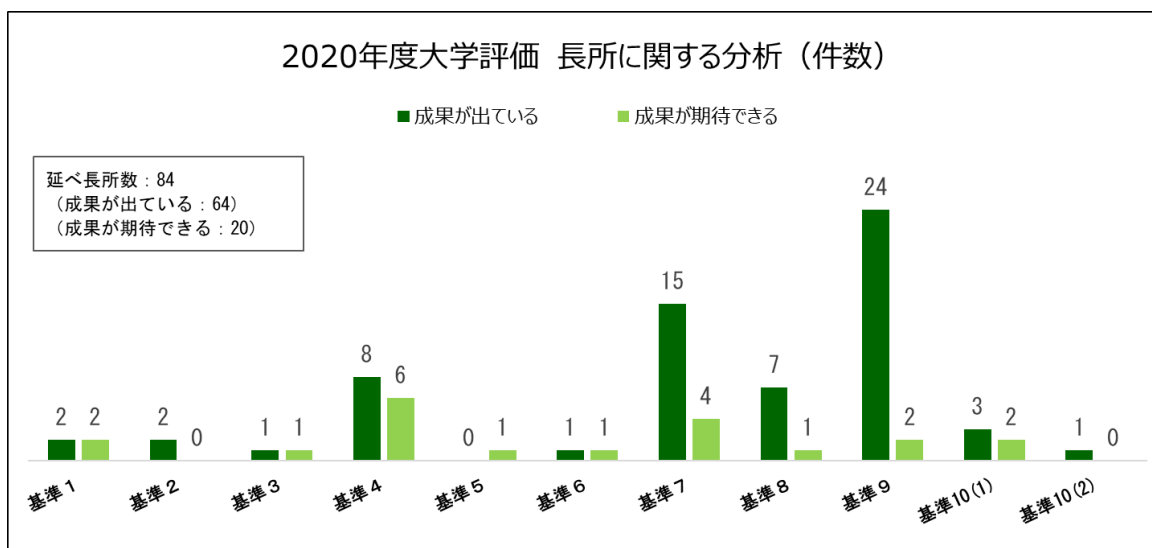
「改善課題」が付されたのは、基準4「教育課程・学習成果」が59件と最も多く、次いで基準5「学生の受け入れ」が33件、基準2「内部質保証」が17件でした（図⑤）。これらの基準では、2018（平成30）年度、2019（令和元）年度から引き続き、「改善課題」が多く付されています。

基準4「教育課程・学習成果」の「改善課題」では、学習成果の把握・評価が不十分な学部・研究科に対する指摘が20件となり、昨年度に引き続き最多でした。そのほかにも、「基

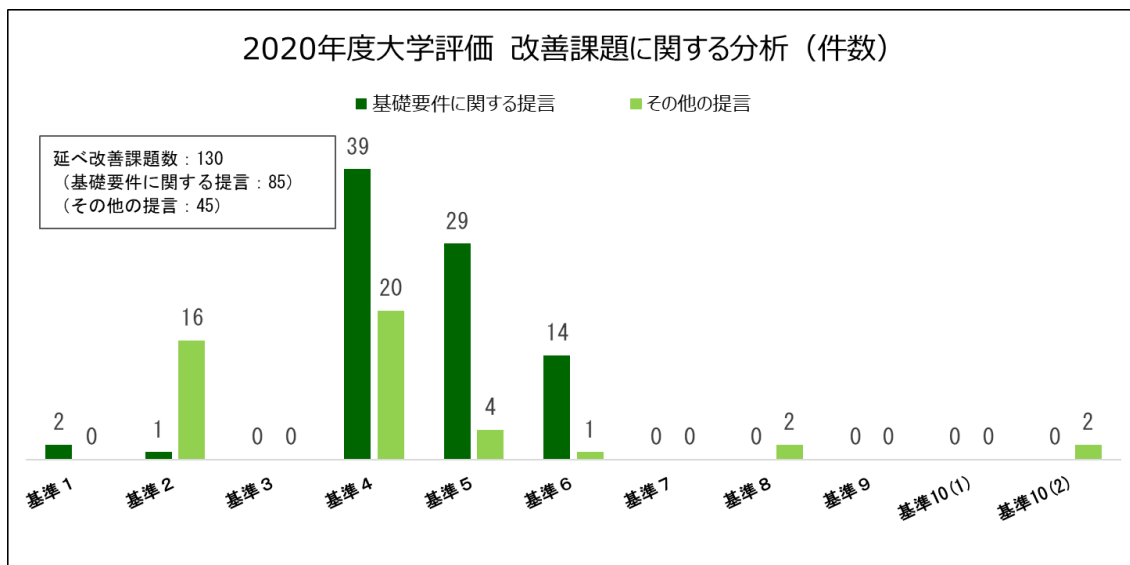
礎要件に係る評価の指針」に基づく「改善課題」が37件と依然として多く（2019（令和元）年度は50件）、なかでも①学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の内容が不十分であることへの指摘、②大学院の論文審査基準や特定課題研究に関する審査基準が適切に定められていないことへの指摘が多く付されていることは昨年度と同様の傾向を示しています。

「是正勧告」が付されたのは、基準4「教育課程・学習成果」が21件と最も多く、次いで基準5「学生の受け入れ」が14件、基準2「内部質保証」が5件、また基準10（1）「大学運営」及び（2）「財務」がそれぞれ1件となっています（図④）。なかでも、基準2「内部質保証」及び基準4「教育課程・学習成果」における「是正勧告」は2019（令和元）年度から増加しています。また、基準4「教育課程・学習成果」の「是正勧告」は21件すべてが「基礎要件に係る評価の指針」に基づく指摘となっており、主に①学位論文審査基準（又は特定課題研究審査基準）が明示されていないこと、②研究指導計画として研究指導の方法やスケジュールを予め定めていないことへの指摘となっています。①、②については、過去2年間においても提言が多く付された事項ですが、学位論文審査基準については、第2期では「努力課題」として付されていたもので、提言のレベルが厳しくなっています。そして、研究指導計画については、「研究指導の方法」と「スケジュール」のいずれか一方でも明確に読み取れない場合はすべて「定められていない」と判断されるため、「是正勧告」が付きやすい項目となっていることが考えられます。

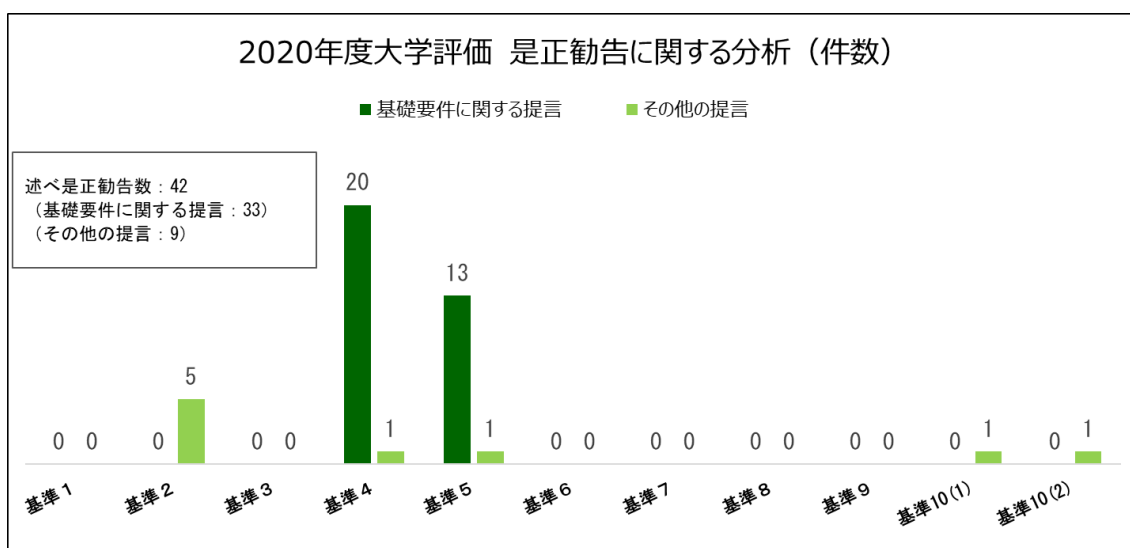
<図④>



<図⑤>



<図⑥>



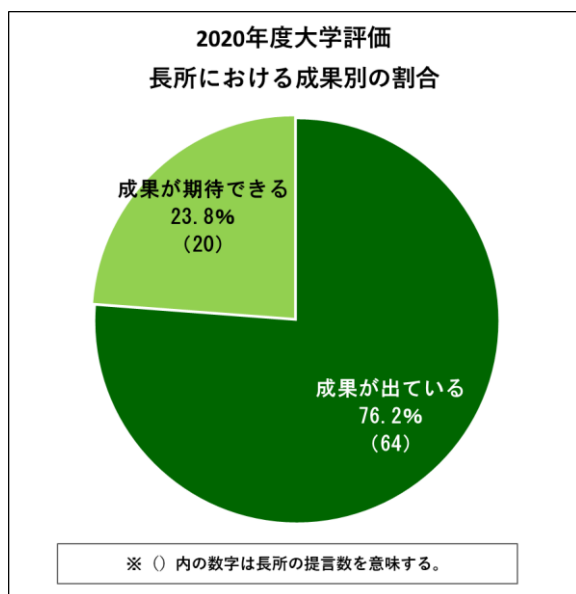
※図④～⑥に挙げた、各基準の名称：基準 1「理念・目的」、基準 2「内部質保証」、基準 3「教育研究等組織」、基準 4「教育課程・学習成果」、基準 5「学生の受け入れ」、基準 6「教員・教員組織」、基準 7「学生支援」、基準 8「教育研究等環境」、基準 9「社会連携・社会貢献」、基準 10(1)「大学運営」、基準 10(2)「財務」。

それぞれの提言を更に分析すると、「長所」に関しては、延べ 84 件の提言が付されたうち、62 件 (73.8%) は成果が上がっているもの、22 件 (26.2%) は今後の成果が期待できるものでした (図⑦)。前述のように、第 3 期大学評価から、「長所」の定義が変更されていますが、近い将来にその成果が期待できる取組みとして「長所」が付されるケースは全体の

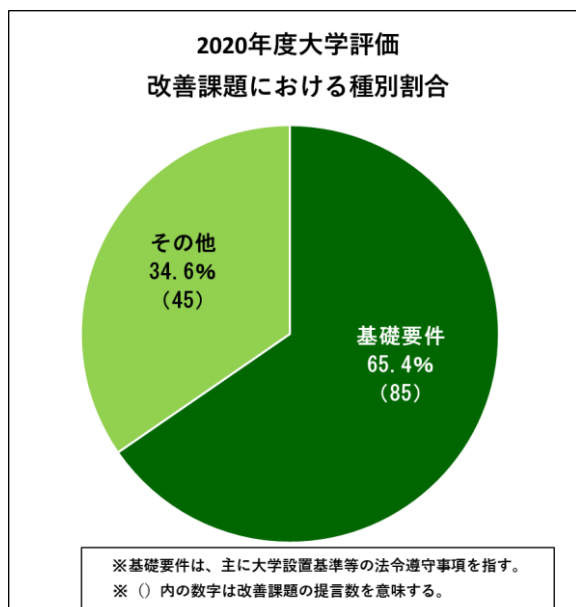
4分の1程度となり、30.3%あった前年度より減少しています。

また、改善を要する問題を指摘した提言のうち、大学として最低限備えるべき基礎要件に問題が見られたものは、「改善課題」で130件中85件（65.4%）、「是正勧告」で42件中33件（78.6%）でした（図⑧、⑨）。2019（令和元）年度は、それぞれ約60.0%、75.9%であったため、これらのデータからも、「基礎要件に係る評価の指針」に基づく指摘が増加していることが確認できます。

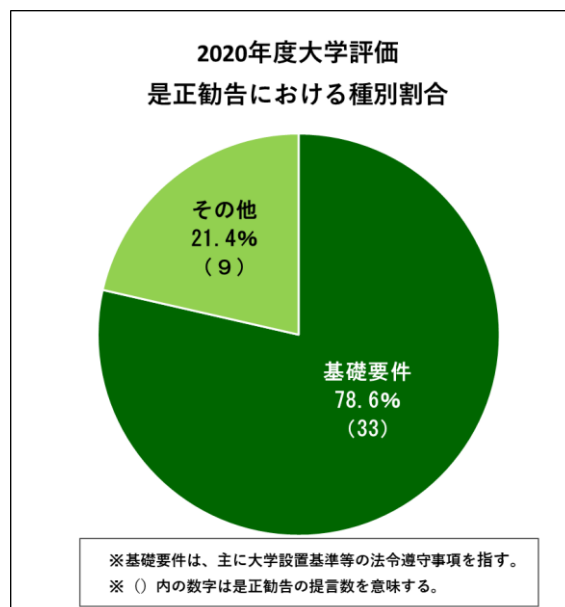
<図⑦>



<図⑧>



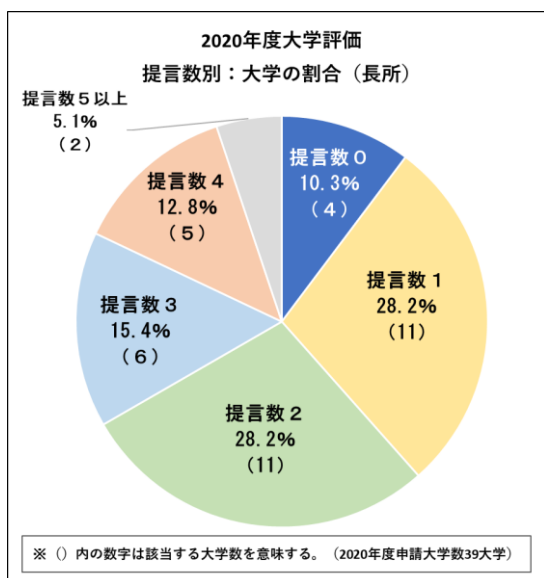
<図⑨>



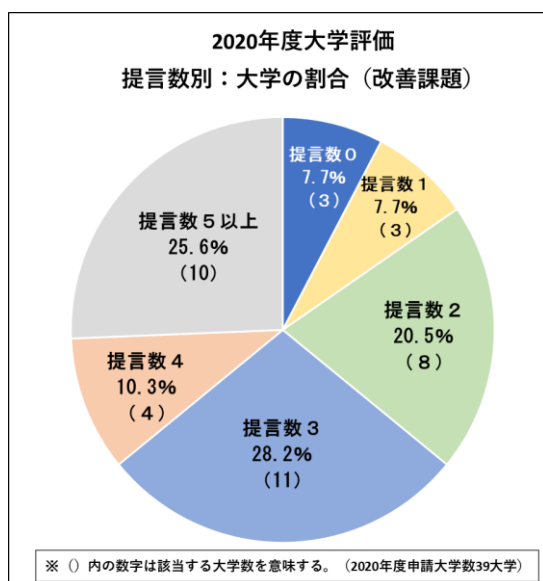
大学ごとに付された提言数を見ると、「長所」では、1件又は2件が22大学（約56.4%）と多く、3件以上あった大学は13大学（約33.3%）でした（図⑩）。一方で、長所が付されなかった大学が4校ありました。自己点検・評価を行うなかで、大学としての長所を明らかにすることはとても重要です。特に力を入れている取組み等については、点検・評価報告書において積極的に記載するとともに、実地調査においても根拠資料も含め、評価者にアピールすることが期待されます。

一方で、5件以上の「改善課題」が付された大学は10大学（25.6%）と、昨年度（50.0%）と比較して半減しています（図⑪）。また、何らかの重大な問題を抱え、「是正勧告」が付されたのは、22大学（約56.4%）でした（図⑫）。

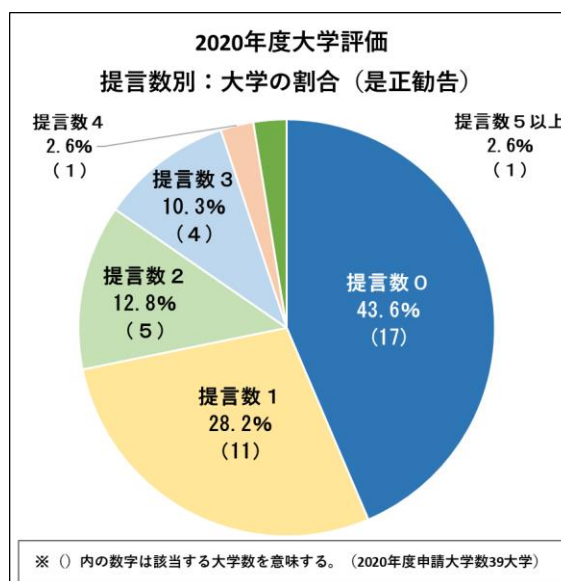
<図⑩>



<図⑪>



<図⑫>



3. 「内部質保証」と「学習成果」に関する分析

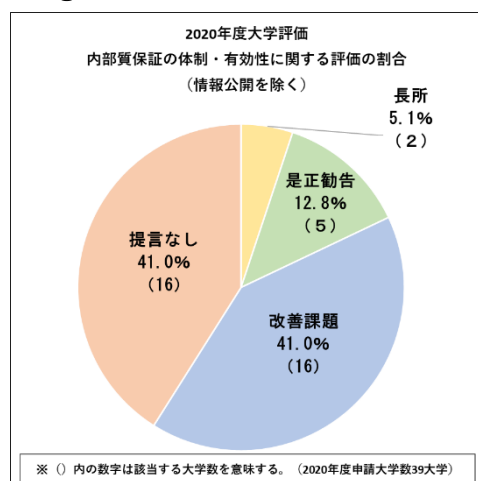
第3期大学評価において重要視される「内部質保証」について、前述の「基礎要件以外の評価の指針」では、内部質保証を評価する観点として、大学基準に則り、体制の整備や、内部質保証に関わる組織の権限・役割分担の明確化、内部質保証推進組織による教学マネジメント等が必要であることを明らかにし、各基準において、方針の策定と点検・評価及び改善・向上のための取組みを実施することを促しています。

これを踏まえ、評価結果の基準2「内部質保証」において、「長所」が付されたのは2大学(5.1%)、いずれの提言も付されなかったのは16大学(41.0%)であるのに対し、「改善課題」が付されたのは16大学(41.0%)、「是正勧告」が付されたのは5大学(12.8%)と全体の約53.8%の大学で問題を指摘する提言が付されています(図⑬)。2019(令和元)年度は、「改善課題」又は「是正勧告」が付された大学が全体の約56.7%あったことに鑑みると、内部質保証推進組織を中心とした内部質保証システムに対する整備は昨年度とほぼ変わらないことが読み取れます。

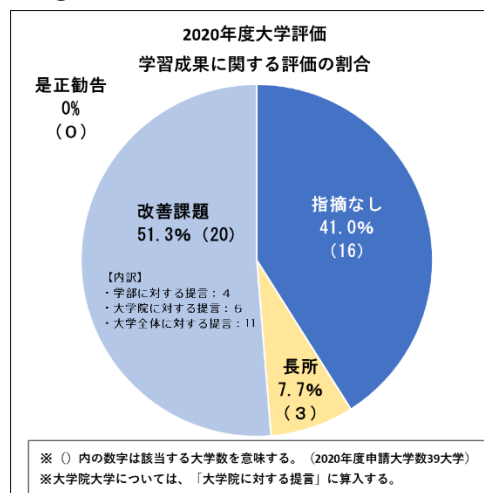
また、内部質保証のために必要不可欠な学習成果の把握・評価については、「基礎要件以外の評価の指針」において、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が卒業・修了時に修得したかどうかを把握・評価すること、そして、そのために学習成果を測定する方法や指標を開発して適用することを求めています。

これを踏まえ、評価結果の基準4「教育課程・学習成果」において、学習成果に関する「長所」が付されたのは3大学(7.7%)、いずれの提言も付されなかったのは16大学(41.0%)、「改善課題」が付されたのは20大学(51.3%)でした(図⑭)。2019(令和元)年度に引き続き、「是正勧告」が付された大学はありませんでしたが、前々年度は81.5%、前年度は66.7%の大学で「改善課題」を付されていたことに鑑みると、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価への理解が進み、把握するための取組みに着手している大学が、第3期が始まって以降、徐々に増えていることがわかります。また、学習成果に関する長所については、測定指標やデータの蓄積・分析方法において独自の工夫が見受けられました。学習成果については、継続的にデータを蓄積・分析して、教育の改善に活用することが最も重要です。今後も引き続き、把握・評価に取組み、学習成果の可視化に努めることを期待します。

<図⑬>



<図⑭>



4. おわりに

2020（令和2）年度の大学評価では、第3期大学評価で重視している内部質保証の推進に必要な不可欠な「学習成果の把握・評価」に関して、申請大学の理解が進んでいる一方で、「基礎要件に係る評価の指針」に基づいて付される提言が増加していることが読み取れました。

大学評価を申請するにあたっては、評価基準である「大学基準」の内容を十分に理解し、現状の取組みの適切性等を点検・評価することが重要です。その際、法令要件等の大学に求める基礎的な要件に関する評価指標を示した指針を参照することも有用です。なお、2021（令和3）年3月、「基礎要件に係る評価の指針」及び「基礎要件以外の評価の指針」からなる「評価に係る各種指針」を一部改定いたしました。

各大学は、これら指針の前提となる「大学基準」を活用し、大学としての適切な水準を維持しつつ、自ら掲げる理念・目的の実現に向けて教育研究活動の充実・向上を図ることが期待されます。

本協会では、2020（令和2）年度の大学評価結果の分析を踏まえ、当初の目的に沿った評価を実施できたかを検証し、大学の改善に資する評価を実施するよう努めてまいります。

以 上